

7 農業用施設の計画的な更新整備及び災害復旧制度の改善について

農業農村整備事業で整備された農業用施設は、安定的な食料生産に必要な生産基盤であるばかりでなく、国土や自然環境の保全、災害防止、水資源のかん養、農村地域の集落機能の維持等の役割も担っている。

また、これら施設は、都市近郊の農村地域では、地域排水等の防災機能の役割も担っており、地域住民にとっても必要不可欠な社会共通資本となっている。

しかし、戦後から高度経済成長期に整備された農業用施設の多くは、すでに耐用年数を大幅に超過し、日常の維持管理だけでは何時壊れてもおかしくない状況になっており、これら施設の機能維持が喫緊の課題となっている。

さらに、今回の東日本大震災では、広域にわたり農地及び農業用施設等が甚大な被害を受けたところである。

現在の災害復旧制度は、原形復旧を原則としているが、復旧後も再度同様の被災を受ける可能性があることから、将来にわたり安定的な生産基盤及び地域防災機能を確保するため、耐震化などの機能強化を含む施設の復旧整備を行うべきである。

そこで、次の事項を要望する。

- 1 国民の食料生産基盤確保及び地域住民の安全な生活に必要な不可欠な社会共通資本の機能維持のため、用排水施設などの農業用施設の計画的な更新整備の推進を図ること。
- 2 災害に強い農業用施設整備のため、耐震化などの機能強化を可能とするよう災害復旧制度の改善を図ること。